

寒川町契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月8日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町規則第26号

### 寒川町契約規則の一部を改正する規則

寒川町契約規則(昭和50年寒川町規則第5号)の一部を次のように改正する。

第47条第5項中「及び第2項」を「から第3項まで」に、「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 契約金額が1件500,000円を超える委託(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに測量に係る委託に限る。)の委託契約を行う場合において、契約者が保証事業会社の前払金保証を有するものと確認したときは、当該契約金額の100分の30を超えない範囲の額を前金払することができる。

第48条第1項中「前条第1項」の次に「又は第2項」を加え、同条第3項中「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

第51条第3項中「第47条第5項」を「第47条第6項」に改める。

### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。